

令和元・2年度測量・建設コンサルタント等業務競争入札参加資格 審査追加申請の受付

1 入札参加資格の審査

竹原市が令和元・2年度に発注する測量・建設コンサルタント等業務の一般競争入札及び指名競争入札（随意契約を含む。）に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）の審査を受けようとする者は、原則、電子入札システムを使用して申請の上、書面により提出する添付書類（「8 提出書類一覧表」参照）を所定の期日までに提出してください。窓口申請の場合は、所定の入札参加資格審査申請書及び添付書類を、所定の期日までに提出してください。

2 申請の方法

原則、電子入札システムを使用して申請してください。

電子入札用のICカードを持っていない市内業者（主たる営業所を市内に有する者）は、窓口申請についてご相談ください。ただし、新規で申請する場合は、電子申請を行ってください。

電子申請を行うためには、電子入札用のICカードを準備する必要があります。

電子申請の詳細については、こちらを参照し、「電子申請の手引き」等を確認のうえ、適切に申請を行ってください。

広島県電子申請の概要（広島県ホームページへリンク）

<https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/tyoutatu-hp/k02/k02nyusatu-sinsei.html>

3 提出先及び提出期間

(1) 電子申請

広島県と県内市町が共同運用する「電子入札システム」により申請をおこなうとともに、添付書類を持参又は郵送等により提出してください。

	追加申請期間	電子申請において別に提出すべき添付書類の到達期限
追加 第1回	令和元年5月13日(月)から 令和元年5月17日(金)まで	令和元年5月24日(金) ※必着
追加 第2回	令和元年7月1日(月)から 令和元年7月5日(金)まで	令和元年7月12日(金) ※必着

追加 第3回	令和元年10月7日(月)から 令和元年10月11日(金)まで	令和元年10月18日(金) ※必着
追加 第4回	令和2年2月3日(月)から 令和2年2月7日(金)まで	令和2年2月14日(金) ※必着
追加 第5回	令和2年5月11日(月)から 令和2年5月15日(金)まで	令和2年5月22日(金) ※必着
追加 第6回	令和2年9月7日(月)から 令和2年9月11日(金)まで	令和2年9月18日(金) ※必着

《添付書類の郵送・持参先》

提出先	竹原市 総務企画部 財政課 契約係 (〒725-8666 竹原市中央五丁目1番35号)
-----	--

※ 添付書類が提出期限までに届かないときは、申請全体を無効とします。

※ 令和元・2年度当初申請と異なり、書面により提出する添付書類は、すべて竹原市に提出してください。

(2) 窓口申請

	追加申請期間	提出先
追加 第1回	令和元年5月13日(月)から 令和元年5月17日(金)まで	竹原市 総務企画部 財政課 契約係 (〒725-8666 竹原市中央五丁目1番35号)
追加 第2回	令和元年7月1日(月)から 令和元年7月5日(金)まで	
追加 第3回	令和元年10月7日(月)から 令和元年10月11日(金)まで	
追加 第4回	令和2年2月3日(月)から 令和2年2月7日(金)まで	

追加 第5回	令和2年5月11日(月)から 令和2年5月15日(金)まで	
追加 第6回	令和2年9月7日(月)から 令和2年9月11日(金)まで	

※ 受付時間は、8時30分から17時15分までです。

※ 内容を説明できる方が、資格審査申請書等を持参してください（郵送は受け付けません。）。

4 申請資格

次に掲げるいずれかに該当する者は、入札参加資格の審査を申請することはできません。

ア	地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者
イ	「測量」分野を希望業務とする者で、測量法（昭和24年法律第188号）第55条第1項の規定による登録を受けていない者
ウ	「建築関係建設コンサルタント」分野のうち「建築一般」部門を希望業務とする者で、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による登録を受けていない者
エ	「その他」分野のうち「不動産鑑定」部門を希望業務とする者で、不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第22条の規定による登録を受けていない者
オ	直近2年間において、資格審査を申請する希望業務分野（測量、建築関係建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償関係コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務及びその他）について、業務を行った実績（年間平均実績高の記載）のない者
カ	資格審査の申請を行うときに、竹原市税並びに消費税及び地方消費税の滞納がある者
キ	資格審査の申請を行うときに、重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事実の申告をしなかった者。ただし、過去に虚偽の申請を行い、既にそれを理由とした法に基づく処分又は竹原市の入札参加資格の取消しをされた者で、入札参加資格審査の申請日において当該処分等の日から24か月を経過している者を除く。
ク	次の(ア)から(ウ)までに掲げる届出の義務を履行していない者

- | | |
|--|--|
| | <p>(ア) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務</p> <p>(イ) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務</p> <p>(ウ) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務</p> <p>※ 社会保険等未加入者（届出の義務がない者を除く）の申請は受付できませんので、ご注意ください。</p> |
|--|--|

5 入札参加資格の取消し

入札参加資格の認定後、入札参加資格の審査に係る申請において、重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事実の申告をしなかったことが判明した場合等は、入札参加資格の取消しを行います。

入札参加資格の取消しを受けた者は、令和元・2年度において、再び入札参加資格審査の申請をすることができません。また、令和3年度以降についても、その取消しの日から24か月を経過する日までは、入札参加資格審査の申請をすること及び認定を受けることはできません。

6 入札参加資格の有効期間

この入札参加資格が認定された日から令和2年度の末日まで有効です。ただしこの資格は、令和3年度においてもその年度における資格が認定される日までは有効とします。

7 入札参加資格者名簿

入札参加資格の認定を行った場合は、測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格者名簿を作成し、竹原市のホームページに公表します。

8 提出書類一覧表

番号	資格審査申請書等 注1	様式 番号 注2	申請者の区分		
			市内業者		市外業者
			電子申請	窓口申請	電子申請
1 注12	一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書	様式第1号 [A～E]	電子システムにより入力	○	電子システムにより入力
2 注3	営業所一覧表	様式第2号	電子システムにより入力	○	電子システムにより入力
3	有資格技術職員名簿	様式第3号	○	○	○
4 注4	希望業務実績調書	様式第4号	○	○	○
5 注5	個人，法人が竹原市に納付すべき市税（市民税，法人市民税，固定資産税，国民健康保険税，軽自動車税）について滞納がないことを証した書面（納税証明書）		○	○	○注6
6 注5 注9	国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）別紙第9号書式による納税証明書（消費税及び地方消費税に係るもの）又はその写し		電子システムによりファイルを添付等	○	電子システムによりファイルを添付等
7 注4 注7	法人…直前1年の事業年度の「貸借対照表」，「損益計算書」，「株主資本等変動計算書」及び「注記表」 個人…直前1年の事業年度の「貸借対照表」及び「損益計算書」		○	○	○
8 注4 注5	法人…商業登記簿謄本（市外業者は写し可） 個人…代表者の住民票及び身分証明書		○	○	○
9	誓約書	様式第5号	電子システム	○	電子システム

10	令和元・2年度測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格審査申請書受付票	様式第6号		○	
11	委任状		電子システム	△	電子システム
12	健康保険，厚生年金保険，雇用保険（以下「社会保険等」という。）の加入状況を確認できる書類の写し（社会保険等に加入義務がない場合又は適法に他の保険に加入している場合を除く）		△	△	△
13	申出書	様式第8号	△	△	△
14 注5	測量業者登録証明書，建築士事務所登録証明書，土地家屋調査士登録証明書，計量証明事業者登録証明書，不動産鑑定業者登録証明書及び司法書士登録証明書の写し		△	△	△
15 注4	建設コンサルタント現況報告書，地質調査業者現況報告書及び補償コンサルタント現況報告書の副本の写し		△	△	△
16 注8	ISO9001の認証取得を示す登録証及び付属書の写し		△	△	△
17 注10	CPD内訳書	様式第9号	△	△	△
18 注10	測量系CPD協議会の測量CPD制度における県内の営業所に所属する技術者の前年度及び前々年度の学習単位数について測量系CPD協議会が証する書面（協議会様式4（団体用））の写し		△	△	△
19 注10	建築CPD運営会議の建築CPD（継続能力／職能開発）情報提供制度における県内の営業所に所属する技術者の前年度及び前々年度の認定時間数について，建築CPD運営会議が証する書面（建築CPD運営会議様式3-3）の写し		△	△	△

20 注10 注11	建設系CPD協議会加盟団体の継続教育制度（CPD）における県内の営業所に所属する技術者の前年度及び前々年度の学習単位数について当該団体が証する書面の写し		△	△	△
21	障害者雇用義務のある者：障害者雇用状況報告書（障害者の雇用割合が法定雇用率以上であること）の写し 雇用義務のない者：障害者の雇用状況を確認できる書類（障害者手帳等）の写し		△	△	△ (県内業者のみ)
22	広島県公共土木施設災害支援制度における広島県公共土木施設災害支援団体認定証又は広島県公共土木施設災害支援制度に係る支援団体登録証明の写し（登録分野が「情報収集活動」のものに限る）		△	△	△
23	消防団協力事業所表示制度認定証明書の写し		△	△	△ (県内業者のみ)
24	広島保護観察所への協力雇用主登録証明書の写し		△	△	△ (県内業者のみ)
25	暴力団離脱者社会復帰支援事業協力事業所登録を証する書面の写し		△	△	△ (県内業者のみ)
26	送信完了兼受付票 (電子申請の最後の送信完了画面を印刷したもの)		○		○
27	納税に関する同意書（個人は代表者の同意書，法人は法人の同意書）	様式 第10号	○	○	
28 注5	印鑑証明書（市外業者は写し可）		○	○	○
29	使用印鑑届（実印と使用印が異なる場合のみ）	様式 第11号	△	△	△

(○印は提出が必要なものを示し，△印は該当する場合に提出が必要なものを示す。)

※ 注1 添付書類については，入札参加資格の審査に係る申請を行う日を基準日として作成してください。

- 注2** 様式が定められているものは、所定の様式で提出してください。
- 注3** 広島県内に契約締結権限のある営業所等が複数ある場合には、全部記入してください。県外業者で、広島県内に営業所等がない場合には、竹原市との契約締結権限を有する最寄りの営業所を一つだけ記入してください。また、営業所等がない場合も提出してください。
- 注4** 申請者が土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償関係コンサルタント業務を希望し、かつ国土交通大臣の定めた登録規程による登録業者であるときは、各登録規程による現況報告書の副本の写しの提出があれば、「4」の希望業務実績調書（現況報告書の業務に限ります。）、「7」の財務諸表等及び「8」の商業登記簿謄本の写しについては省略できます。ただし、提出する現況報告書の副本の写しは、国土交通大臣に提出し、その確認印を受けたものに限りません。なお、「4」の希望業務実績調書は、現況報告書に記載以外の分野のものは省略できません。別途作成して提出してください。
- 注5** 「5」、「6」、「8」、「14」、「23」から「25」、「28」の提出書類については、資格審査を申請する日の3か月前の日以降に発行されたものを提出してください。
- 注6** 竹原市内に営業所等がないなどのため、竹原市に税金を納める必要がない場合には、提出する必要はありません。この場合、電子申請では「26」の納税義務がない旨のチェック欄にチェックを入れ、自治体名一覧のうち「竹原市」を円で囲んでください。窓口申請では、様式第2号の余白に「竹原市税については、納税義務がありません。」と記入してください。
- 注7** 資格審査申請書等を提出する日までに、直前1年の事業年度の財務諸表の調製が完了していない場合は、直前1年の事業年度の前年度の財務諸表を提出してください。
- 注8** 広島県内にある営業所がISO9001の認証を取得している者のみ提出してください。
- 注9** 消費税及び地方消費税の納税証明書について
- (1) 国税通則法施行規則別紙第9号書式（その3 未納の税額がないこと用）による納税証明書（消費税及び地方消費税に係るもの）又はその写しを添付してください（その3の2又はその3の3でも可）。
 - (2) 消費税及び地方消費税の免税事業者であっても、「納税証明書その3」は発行されます。
 - (3) 電子申請の場合は、「電子納税証明書（消費税及び地方消費税に係るもの）」の電子データ等を添付すれば、紙の納税証明書は不要です。

注10 「18」及び「20」については学習単位を取得した技術者を県内の営業所に有する者のみが、「19」については学習時間を認定された技術者を県内の営業所に有する者のみが、「17」については「18」から「20」のいずれかを提出する者のみがそれぞれ提出してください。なお、証明書に所属する会社等が記載されていない場合は雇用関係を確認できる書類（健康保険証等）を添付してください。

注11 様式指定はありません。建設系CPD協議会に加盟する団体から、必要事項（氏名、期間、学習単位数）を確認できる証明書の交付を受け、提出してください。

注12 「耐震診断業務」及び「耐震補強工事実施設計業務」等の業務を希望される場合は、必ず希望業務欄で「建築関係建設コンサルタント」の「構造」を選択してください。

9 注意事項等

- (1) 提出書類の中で、写し等を提出する場合には、複写機による鮮明なもので、A4版に調製したものを提出してください。
- (2) 窓口申請及び電子申請における提出書類の綴じ方については、特に指定しません。